

(平成22年2月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	15 件
厚生年金関係	15 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち平成9年1月から同年9月まで、11年1月から同年9月まで及び14年1月から同年3月までについて、その主張する標準報酬月額（17万円、18万円、19万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、9年1月から同年9月は17万円、11年1月から同年9月は18万円、14年1月から同年3月は19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月1日から17年10月25日まで
ねんきん定期便が届き内容を確認したところ、給与明細書から控除されている厚生年金保険料と一致しない期間がある。また、事業所が保管していた給与明細書の控えと比べると、給与の支給額が相違している期間もあるので、給与の支給額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除したと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人及び事業主が提出した給料支払明細書から、申立期間のうち平成9年1月から同年6月まで、及び同年8月から同年9月までは17万円、11年1月から同年9月までは18万円、14年1月から同年3月までは19万円に訂正することが必要である。

また、平成9年7月については、給料支払明細書の提出は無かったものの、

その前後の給料支払明細書によって、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく保険料を、事業主により給与から控除されていたことが推認できることから、当該期間の標準報酬月額の記録を17万円に訂正することが必要である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行については、現存する給料支払明細書において確認できる報酬月額または保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書で確認できる報酬月額または保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成9年10月から10年12月まで、11年10月から13年12月まで、14年8月から16年7月まで及び17年2月から同年9月までの標準報酬月額については、申立人及び事業主が提出した給料支払明細書から確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えていないことが確認できることから、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく保険料を、事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間のうち平成14年4月から同年7月まで及び16年8月から17年1月までについては、オンライン記録の標準報酬月額と市町村が提出した給料支払報告書、顧問税理士が提出した所得税源泉徴収簿及び決算報告書と事業主が提出した給料支払明細書の保険料控除額を基に算定した標準報酬月額が一致することから、当該期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく保険料を、事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 1 月 10 日から 40 年 7 月 31 日まで
年金の裁定手続のために社会保険事務所（当時）に行って、初めてA社に勤務していた期間の脱退手当金が支給されたことになっていることがわかった。私は当時、子供が生まれてからも働くつもりだったので、脱退手当金はもらっていない。当時の同僚も、私と同じように脱退手当金はもらっていないと言っているので調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっているが、最初に就職した事業所の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間については、申立期間後の複数の期間についても申立期間と同一の被保険者記号番号で管理されていることを踏まえると、申立人が脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難いほか、申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者原票の氏名及び生年月日は誤って記載されており、脱退手当金の裁定があれば訂正されるものと考えられるところ、訂正されていない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成11年8月から同年10月まで及び15年6月の標準報酬月額記録を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年5月2日から平成19年7月1日まで

私は、申立期間についてA業務をして勤務していた。途中、入院して傷病手当金を受けたが、あまりにも少ない金額だったので、社会保険事務所（当時）で確認したところ、給与の支給額と標準報酬月額が大幅に食い違っていることがわかった。社会保険事務所の職員は、「調べて指導する。」と言っていたが、その後も退職時まで改正されることはなかった。まじめに働いてきたのだから、給与の支給額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除したと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

したがって、申立人が提出した給与支払明細書から、申立期間のうち平成11年8月から同年10月までの期間、及び15年6月の標準報酬月額記録を24万円に訂正することが必要である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いこと

から、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち昭和 60 年 5 月から平成 11 年 7 月までの期間、同年 11 月から 15 年 5 月までの期間、及び同年 7 月から 19 年 6 月までの期間の標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書から確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えていないことが確認できることから、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく保険料を、事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を25万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 4 月 20 日
② 平成 19 年 4 月 25 日

A社から申立期間①及び②について賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、オンライン記録では、当該賞与に係る保険料納付の記録が無いため、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳から、申立人は、申立期間①及び②について、25万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を25万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 4 月 20 日
② 平成 19 年 4 月 25 日

A社から申立期間①及び②について賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、オンライン記録では、当該賞与に係る保険料納付の記録が無いため、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳から、申立人は、申立期間①及び②について、25万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 4 月 20 日
② 平成 19 年 4 月 25 日

A社から申立期間①及び②について賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、オンライン記録では、当該賞与に係る保険料納付の記録が無いため、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳から、申立人は、申立期間①及び②について、15万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 4 月 20 日
② 平成 19 年 4 月 25 日

A社から申立期間①及び②について賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、オンライン記録では、当該賞与に係る保険料納付の記録が無いため、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳から、申立人は、申立期間①及び②について、15万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を25万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年4月20日
② 平成19年4月25日

A社から申立期間①及び②について賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、オンライン記録では、当該賞与に係る保険料納付の記録が無いため、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳から、申立人は、申立期間①及び②については25万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を平成18年4月20日については10万円、19年4月25日については15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年4月20日
② 平成19年4月25日

A社から申立期間①及び②について賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、オンライン記録では、当該賞与に係る保険料納付の記録が無いため、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳から、申立人は、申立期間①については10万円、申立期間②については15万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

栃木厚生年金 事案 701

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を平成18年4月20日については7万円、19年4月25日については15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年4月20日
② 平成19年4月25日

A社から申立期間①及び②について賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、オンライン記録では、当該賞与に係る保険料納付の記録が無いため、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳から、申立人は、申立期間①については7万円、申立期間②については15万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を3万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 4 月 20 日
② 平成 19 年 4 月 25 日

A社から申立期間①及び②について賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、オンライン記録では、当該賞与に係る保険料納付の記録が無いため、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳から、申立人は、申立期間①及び②について、3万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を平成18年4月20日については3万円、19年4月25日については15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年4月20日
② 平成19年4月25日

A社から申立期間①及び②について賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、オンライン記録では、当該賞与に係る保険料納付の記録が無いため、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳から、申立人は、申立期間①については3万円、申立期間②については15万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

栃木厚生年金 事案 704

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年4月25日に支給された賞与において、3万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を3万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年4月25日

A社から平成19年4月25日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、オンライン記録では、当該賞与に係る保険料納付の記録が無いため、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された平成19年分賃金台帳から、申立人は、申立期間について、3万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を平成18年4月20日については10万円、19年4月25日については15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年4月20日
② 平成19年4月25日

A社から申立期間①及び②について賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、オンライン記録では、当該賞与に係る保険料納付の記録が無いため、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳から、申立人は、申立期間①及び②について、15万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

栃木厚生年金 事案 706

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年4月20日に支給された賞与において、10万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年4月20日

A社から平成18年4月20日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、オンライン記録では、当該賞与に係る保険料納付の記録が無いため、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された平成18年分賃金台帳から、申立人は、申立期間について、10万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

栃木厚生年金 事案 707

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月 1 日から同年 8 月 4 日まで

私は、昭和 44 年 1 月に A 社 B 営業所に委託販売員として入社した。46 年 1 月から正社員となり、同社 C 支社の D 支店に同年 8 月まで勤務した。

正社員になって初めて厚生年金手帳と健康保険証を交付された記憶が鮮明に残っているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の具体的な記憶及び事業主が保管する従業員名簿台帳から、申立人が A 社 C 支社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社の事務担当者は、「申立期間当時の資料については、従業員名簿台帳以外は何も残っていないので、社会保険手続、保険料控除については不明である。」と証言している。

また、当該事務担当者から、「当時は、各支社及び事業部で厚生年金保険の資格得喪手続を行っていた経緯もあり、支店独自に見習期間を設定し、半年または 1 年間、社会保険の加入を見合わせていたところもあったようです。」との回答を得た。

さらに、当時の同僚と思われる 5 人に照会したところ、申立人が勤務したことは覚えているが、厚生年金保険の加入については不明との回答を得た。

加えて、申立人は、「正社員になって初めて年金手帳と健康保険証を交付された記憶が鮮明に残っている。」と主張するが、昭和 46 年当時は年金手帳ではなく、厚生年金保険被保険者証であったことから申立人の主張とは相違する。

なお、厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は無く、健康保険証の整理番号に欠番も無い上、雇用保険の加入記録も確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主から控除され

ていた事実を確認できる関連資料、周辺事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 1 月 1 日から 50 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 42 年 1 月から A 社の社長をしており、厚生年金保険に加入したはずであるが、50 年 2 月 1 日に加入と記録されている。社員が厚生年金保険に加入しているのに、社長の私が加入していないのは納得できないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

商業登記簿から、A 社が昭和 49 年 12 月 10 日に法人化されたことが確認でき、これ以前の期間は個人事業所として厚生年金保険の適用を受けていたと考えられるところ、厚生年金保険法上、個人事業所の被保険者は当該事業所に使用される者に限られ、事業主本人は被保険者となることができないことから、申立期間当時、同社の事業主であったとする申立人は、申立期間のうち 42 年 1 月 1 日から 49 年 12 月 10 日までの期間は厚生年金保険被保険者となることはできなかったと考えられる。

また、申立期間について同社の厚生年金保険被保険者原票を確認しても、健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の氏名が脱落した痕跡も認められない。

さらに、申立人の夫が勤務していた事業所の被保険者原票を見ると、申立人は昭和 42 年 4 月から 54 年 8 月まで、夫の健康保険の被扶養者であった記録が確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間について厚生年金保険被保険者として、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 2 月 10 日から 23 年 12 月 1 日まで
昭和 22 年 2 月に A 社に入社し、2 か月ほど B 事業所で勤めた後、C 事業所で 28 年 8 月まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人が A 社及び C 事業所に勤務していたことは推認できるものの、勤務していた期間については、特定することはできない。

また、C 事業所は、昭和 23 年 12 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所になっており、申立人を含む 63 人が同日に被保険者資格を取得している。

さらに、A 社においても、昭和 23 年 12 月 1 日に 300 人以上の従業員が厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できるところ、同日より以前から勤務していた同僚は、「その時に大量に採用したのではなく、以前からいた従業員たちを厚生年金保険に加入させたと思う。」「自分も勤め始めた当初は厚生年金保険に加入しておらず、途中から加入した。」と証言している。

加えて、A 社に照会したところ、「申立期間当時の資料は既に廃棄済みである。」と回答していることから、当時の厚生年金保険の加入状況及び保険料控除の有無について確認することができない。

なお、申立期間に係る A 社の厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は無く、健康保険証の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 710

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 10 月 1 日から 39 年 4 月 30 日まで
② 昭和 39 年 8 月 1 日から 40 年 12 月 1 日まで

申立期間①及び②については、A事業所に勤務していた。申立期間①及び②の間は別の事業所で勤務していたが、入退社の際には、A事業所でもらった厚生年金保険被保険者証を提出していたし、給与からは健康保険料や厚生年金保険料が控除されていたと記憶している。

また、A事業所のオーナーから、B事業所で厚生年金保険に加入しているという話も聞いたことがある。厚生年金保険に加入していたと思うので、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

「B事業所」を経営していたC社の元取締役に照会したところ、申立人が「A事業所」のオーナーであると主張する者が「A事業所」から「B事業所」に移って勤務をしていたという証言がある上、その者について、C社における厚生年金保険被保険者記録が確認できることから、申立人が「A事業所」で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人が勤務していたとする「A事業所」は、厚生年金保険の適用事業所であった事実が確認できない。

また、C社の代表取締役によると、「A事業所」は同社とは関係のない別事業所であり、「A事業所」で勤務する者を同社の厚生年金保険に加入させることはあり得ないとしている上、「A事業所」と「B事業所」の両事業所で勤務したことがあるとする元同僚からも、「『A事業所』は、個人経営で、厚生年金保険には加入していなかったし、給与から厚生年金保険料は控除されていなかったと思う。」との証言が得られている。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚についても調査したが、特定できず、当時の事情を聴取できない。

加えて、C社における申立期間の厚生年金保険被保険者名簿を調査したが、整理番号に欠番は無く、申立人の氏名も確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 711

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年秋ころから 32 年 5 月 1 日まで

私の年金記録を確認したところ、A社に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録が一部抜けていることがわかった。当時は、当該事業所のB出張所またはC出張所に勤務していた。当時の給料明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったとして認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の具体的な記憶から、申立期間についてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所が保有する「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」によれば、申立人はオンライン記録どおり、昭和 32 年 5 月 1 日に資格を取得していることが確認できる上、申立人が名前を挙げた同僚も同日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、同僚は、「入社してすぐには社員になれず、見習期間があった。」、「地元採用者だとすれば、正式採用になるまでに試用期間があったのではないか。」と証言していることから、当該事業所は、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかった可能性が考えられる。

このほか、申立期間について給与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。